

新婚さんの 新生活を応援します！



砂川市内で新たに結婚生活を始めるための費用を一部助成します。

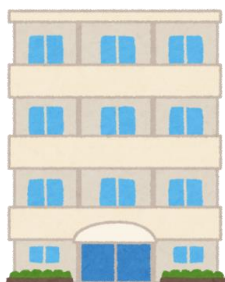
対象世帯

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻し、『裏面の要件』をすべて満たす新婚世帯が対象です。

対象経費



① 住宅購入費



② 賃貸住宅にかかる賃借料
その他敷金、礼金、共益費、仲介手数料



③ 住宅リフォーム費



④ 引越費用

補助金額

1世帯あたり、下記の上限額を補助します

◆ 夫婦共に29歳以下の世帯 **最大60万円**

◆ 夫婦の一方又は両方が30～39歳の世帯 **最大30万円**

申請期限

令和6年3月15日(木)まで

どんな世帯が対象になるの？

世帯要件	
(1) 婚姻日と年齢	令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻届を提出し、婚姻届が受理された日における年齢が夫婦共に39歳以下であること
(2) 住民登録	対象期間に、夫婦共に住居費及び住宅リフォーム費の対象となる住宅に居住し、市が備える住民基本台帳に登録されていること
(3) 所得	前年(1月から5月までの申請にあっては前々年)の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返済額を控除します
(4) 過去の申請歴	過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと
(5) その他	- 申請時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料等の滞納がないこと - 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

どんな経費が対象になるの？

対象経費	
(1) 住居費	婚姻を機に市内で新たに住宅を購入する、または賃借する契約に関する費用で、住宅に係る購入費、賃借料、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料 ※賃借料、共益費は3ヶ月分が上限となります ※賃借料については、婚姻前から入居している場合も補助対象となります ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当相当額を除きます
(2) 住宅リフォーム費	婚姻を機に市内で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
(3) 引越費用	婚姻に伴う転入または市内での転居に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った実費

どんな書類が必要になるの？

申請書に添付する必要書類	
(1) 提出が必須のもの	対象経費が確認できる資料(契約書及び領収書の写し)
(2) 該当する場合に提出するもの	- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本(市内で確認できない方) - 所得証明書(市外からの転入により所得の確認ができない方) - 住宅手当支給証明書 - 貸与型奨学金の返済額がわかる書類